

<地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて>

[平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 1 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱い」](#)により、企業規模で常時 50 人未満の労働者を使用する事業場及び新規の事業場を優先的に支援し、事業場における自主的な産業保健活動の実施・定着を図るため、[地域産業保健センター事業](#)の依頼に対し、次のとおりの取扱いとなります。

- ① 「[大企業（中小企業基本法第 2 条第 1 項の資本金の額・出資の額または常時使用する労働者数の範囲を超える企業のこと。以下同じ。）](#)」の支店・営業所等からの依頼について、企業内に「[総括産業医](#)」（名称に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医をいう。）がいる場合は、令和元年度から支援対象外となります。
- ② 大企業の労働者数 50 人未満の支店、営業所等からの依頼については、企業規模で常時 50 人未満の事業場に対する相談対応を優先するため、本社や一定の資本関係にある事業者が選任する産業保健スタッフの協力の要請をお願いするなど、お断りする場合があります。
- ③ 本事業は、事業場による自主的な産業保健活動の実施・定着を図ることを目的としており、新規の事業場の支援を優先的するため、中小規模の小規模事業場からの支援の依頼であっても、継続的に支援の提供を続けるのではなく、お断りする場合があります。

地域産業保健センター事業は限られた予算・人員等の中で中小企業に対する支援を図るため運営しております。ご理解いただけますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。